

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>箕面高等学校</p>	<p>資産と費用の区分を誤っていたことから、本来計上すべき金額が公有財産台帳に登録されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっているものがあった。</p> <p>工事完了日：令和3年1月10日（検査日：令和3年1月10日）</p> <table border="1" data-bbox="477 617 1448 900"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> <th>公有財産台帳に登録されていた金額（誤）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立箕面高等学校G I G Aスクール構想に伴うLAN構築工事</td> <td>1,694,000円</td> <td>205,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本件、工事に伴い取得した資産として205,000円を計上していたが、工事明細によるとこれ以外にも資産として計上すべきものがあった。</p>	工事名称	金額	公有財産台帳に登録されていた金額（誤）	大阪府立箕面高等学校G I G Aスクール構想に伴うLAN構築工事	1,694,000円	205,000円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録） 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p>	<p>公有財産台帳への資産・費用の登録について、修正を行った。</p> <p>また、会計局会計指導課あて修正を依頼し、財務諸表上の修正処理を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
工事名称	金額	公有財産台帳に登録されていた金額（誤）							
大阪府立箕面高等学校G I G Aスクール構想に伴うLAN構築工事	1,694,000円	205,000円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）